

お世話になります。「春潮といへば必ず門司を思ふ」。高浜虚子の有名な句に出てくる「春潮」とは文字通り「春の潮」。植物の成長に春を感じるこの季節、海上生活者は潮の変化で春の訪れを知るそうです。春になり、淡い藍色へと変わっていく春潮を見ながら陸の春を思うのでしょうか。冬のあとには、必ず春がやってきます。

痛快!えだまめ君

画:村田かなこ



知っとこ!「税務のマメ知識」

【平成 21 年度、中小企業の法人税率が・・・】

今月で平成 20 年度も終わり、来月からは新年度のスタートです。役所や学校だけでなく、税の世界においても、4 月は新たな法律が施行されたり改正などが多くあります。

さて、昨年 9 月からの金融不安や景気後退により、多くの企業が大変苦しい時期にあります。国はこのような状況を踏まえて、21 年度から 3 年間は「景気回復」を最優先課題に置く動きです。そこで、特に景気後退などの影響を受けやすい中小企業を支援するために、2 つの対策が打ち出されました。1 つは「法人税率の軽減」。

そしてもう 1 つは「欠損金の繰戻し還付制度の復活」です。

1 つ目の「法人税率の軽減」では、現在、資本金が 1 億円以下等の中小企業については、年 800 万円までの利益（所得）に対して、原則 30% の法人税率から 22% に軽減されています。しかしそれを 2 年間、この 22% の法人税率から更に 4 % 軽減し 18% にする予定です。

また、もう 1 つの「欠損金の繰戻し還付制度」は、例えば前期に利益が発生して税金を納めたものの、本期が、急激な業績悪化により赤字に転落した場合に、前期に納税した税金を還付してもらえるという制度です。いずれも中小企業にとっては、非常にありがたい制度ですので、予定通り法案が成立し 4 月からスタートすることを願いたいですね。



今月のあなたの運勢

鑑定:妙慎

A型

B型

O型

AB型

これまでの方針を見直し、変更する時期です。計画していたことを原点に戻り、もう一度再確認してみましょう。

家族との絆を深めると吉です。できるだけ時間を作って、家族サービスをするとハッピーなことが起きるかも！

職場で口論が起こりやすいようです。しかし、口を慎むよう心掛け、争い事を避けると、かえって吉となります。

コツコツと努力してきた事が認められる時です。こんな時こそ、過信や油断をせず、さらに精進してください。

カンタン！「実務のツボ」

* 平成20年度税制改正について

新年度が始まりますね。この時期に決算期を迎える法人も多いと思います。
そこで今回は、平成20年度の税制改正において柱となる耐用年数の見直しと減価償却額の計算についてご紹介します。

1. 適用時期

平成20年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。(事業年度が1年の場合は平成21年3月31日決算の法人より適用)



2. 改正内容

減価償却資産の耐用年数等に関する省令が改正され、機械及び装置(390区分 → 55区分)を中心に実態に即した使用年数をに資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。耐用年数の変更については、各資料をご確認下さい。(機械及び装置については 別表第二「機械及び装置の耐用年数表」)

3. 減価償却額の計算方法

		H19.3.31以前に取得した償却資産	H19.4.1以降に取得した償却資産
長くなった場合	建物	旧定額法 ⇒ 旧定額法	定額法 ⇒ 定額法
	建物以外	旧定率法 ⇒ 旧定率法	定率法 ⇒ 定率法
短くなった場合	建物	旧定額法 ⇒ 旧定額法	定額法 ⇒ 定額法
	建物以外	旧定率法 ⇒ 旧定率法	定率法 ⇒ 定率法

Ex) 8年前に購入した機械で耐用年数が10年のものが、税制改正により平成21年3月の決算より耐用年数が8年に変更された場合。

⇒ この場合、新しい耐用年数を適用させると今年度で取得価額の95%まで償却しなければならない様に思えますが、そうではなく今期より新しい耐用年数の旧定額法の償却率で償却します。

また、取得価額が30万円未満の小額資産の損金算入の特例や、特別償却の特例も平成22年3月31日まで期間が延長されました。
ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせ下さい。



「決算診断」してみませんか？

金融機関は融資先(御社)の信用格付け=企業力を評価しています

※ 決算数値を総合的に分析し、
そのデータに基づき
会社の現状と問題点を明確にして、
わかりやすくご説明させて頂きます。

社長の経営力 + 御社決算書の評価 = 御社の企業力
(マネジメント・パワー) (決算診断提案書) (総合的な評価)

社長と一緒に会社の未来を考えます！！

分析のキホン

Lesson 3

決算書は、勘定科目と金額で表示されています。
そのため、「見方がわからない」「意味を理解できない」そんな声を
よく耳にします。
そこで、数回にわたって、決算書の見方を分かりやすく説明していき
ますので、ぜひ、参考にしてみてください。

3. キャッシュフロー計算書

従来の会社の決算書は、貸借対照表と損益計算書を中心でした。ただ、これらの決算書だけでは、経営の実態を表しているかというとそうでもないのです。

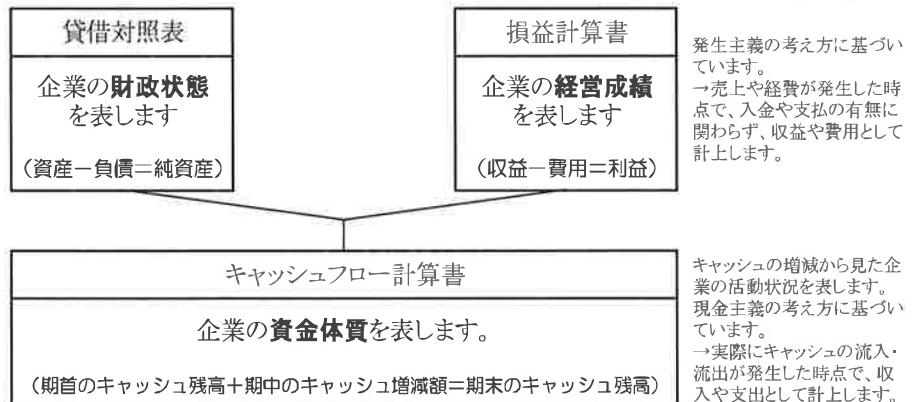
一般的に、利益≠資金ではありません。そこで、より客観的な指標はないかということで注目されたのが、「キャッシュフロー決算書」です。

キャッシュフロー計算書とは、一会计期間（通常一年間）における現金（キャッシュ）の増減（フロー）を示した計算書で、「現実にどれだけ現金が入ってきて、どれだけ出て行ったか」を明確に表示します。

つまり、キャッシュフロー計算書を作成すれば、企業の活動別に資金の流れが明らかになり、資金の過不足の原因を知ることができます。資金の流れを通して、企業の体質や活動を評価出来るので、それを将来の経営に役立てることができます。

このため、黒字倒産、つまり「利益があっても資金不足で倒産」という事態を避けることができます。

3つの財務諸表はお互い助け合っています



キャッシュフロー計算書は3区分から構成されており、キャッシュの動きを活動別に表します



キャッシュフロー計算書

① 営業キャッシュフロー

企業の営業活動から得られる
キャッシュフローを明らかにする

② 投資キャッシュフロー

企業の投資活動から得られる
キャッシュフローを明らかにする

③ 財務キャッシュフロー

企業の財務活動から得られる
キャッシュフローを明らかにする

実際に、キャッシュがどれだけ手元に残ったかがポイント！

キャッシュフロー計算書で
本当の資金の動きが
わかるようになります！

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【商談の達人は、各駅停車に乗る】

電車で旅をするとき、鉄道マニアならともかく、おおむね新幹線や特急を利用するでしょう。限られた時間を有効利用しようと思えば、移動時間は短いに越したことはありません。時間に限りがある点では商談も同じです。しかし、商談の達人は新幹線には乗りません。あえて各駅停車で目的地を目指します。各駅停車とはつまり、相手の反応を見ながら商談を進めることです。そんなの当たり前だと思いますよね。

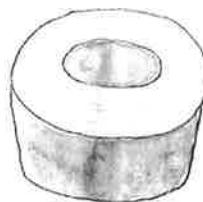
けれど思い出してみてください。過去に失敗した商談の敗因は、だいたい「しゃべりすぎ」だったはずです。商品やサービスの説明に一生懸命になるあまり、自分だけが一方的にしゃべってしまった。良かれと思って資料を山ほど用意したせいで説明に終始してしまった。相手の反応が悪いので、つい余計な話を持ち出してしまう…。心当たりはないでしょうか。無駄に口数が多くなれば墓穴を掘ります。うっかり暴走特急に乗って墓穴を掘ってしまい、契約という目的地に着く前に自滅した苦い経験はありませんでしたか?商談には流れのメリハリが必要です。メリハリがないと相手は“喰いつきポイント”をつかめず、ただ話を聞くだけになってしまいます。相手に口を開いてもらわなければ要望が分かりません。要望が分からなければ契約を成立させることはできません。だから商談の達人は各駅停車に乗って、相手が喰いつきやすいポイントを増やすのです。相手の反応が思わしくなければ、「いかがでしょう。ご興味を持っていただけですか?」と振ってみる。さらにもっと核心に触れたければ、漠然とした問い合わせではなく「AとBならどちらに興味をお持ちですか?」とあえて相手に選ばせる。自分がしゃべりすぎたと思えば、少し沈黙すればいいのです。こちらが黙ると相手はなぜか居心地が悪くなってしまって、仕方なく口を開くものです。長年連れ添って会話のなくなった夫婦でも、各駅停車に揺られていたら多少は話をすると思います。車窓を流れる景色に共通の話題が見つかるかもしれません。商談相手を会話のなくなった伴侶だと思えば、相手の口を開かせるにはそれなりのお膳立てが必要なのです。



トレンドを斬る!

一昔前までは結婚式の引き出物の定番で、もらっても嬉しくもなかったバウムクーヘン。ところが今、全国のデパートにある

洋菓子売り場では、そんなバウムクーヘンに熱い視線が注がれています。日持ちのする無難な洋菓子という位置づけだったバウムクーヘンが、激減しているデパートの集客に少なからず貢献しています。手間ひまをかけて積み重ねられた職人たちの甘~い年輪が、不況と言われる今の時代に「原点に戻る」戒めと懐かしさを与えてくれるからでしょう。



ふと思ふ
旧姓の方
運がいいのが
います
今まで出て
は「昔の大
の十八番
(カラオケ)

(有)五十嵐会計事務所

〒992-0012

山形県米沢市金池3丁目2番40号

電話: 0238-22-2776

FAX: 0238-22-2779

mail: cpa-iga@jan.ne.jp